

「第6期中海湖沼水質保全計画(素案)」に関するパブリックコメントの実施結果について

鳥取県水・大気環境課

1 パブリックコメント募集の内容

中海は、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。)第3条に基づき平成元年から指定湖沼に指定され、以降5期(25年)にわたり鳥取、島根両県で湖沼水質保全計画を策定のうえ、各種の水質保全対策を推進してきた。

その結果、第1期計画時に比べ、水質は改善傾向となり、市民や関係者の利活用策も活発化してきたが、水質環境基準(化学的酸素要求量(COD)、全窒素、全りん)は、依然として未達成である。

したがって、引き続き水質保全対策を総合的に講ずるために、平成26年度中に第6期(平成26～30年度)湖沼水質保全計画を策定することとしている。

策定にあたって、その素案について、パブリックコメントを募集するとともに、関係市における住民説明会の開催等を実施し、幅広く意見を聴取した。

2 意見の募集期間 平成26年10月24日から11月25日まで(33日間)

3 応募のあった意見概要

(1)意見の件数など

意見件数:73件(27名)

回答方法:郵送5件(1名)、ファックス3件(1名)、メール15件(7名)、説明会等50件(18名)

(2)主な意見と対応

ア 長期ビジョン

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
・長期ビジョンの平成45年度に至るプロセスについて何らかの形で示しておく必要があるのではないか。	長期ビジョン実現のプロセスは、P7～8「長期ビジョンを実現するための道筋及び施策の方針」に記載しています。	既に盛り込み済み
・「長期ビジョンを実現するための道筋及び施策の方針」は各項目のブレイクダウンと具現化を考えていく必要がある。	各項目のブレイクダウンと具現化は、P11～21「水質の保全に資する事業」、「水質の保全のための規制その他の措置」、「その他の水質のために必要な措置」に記載しています。 また、計画策定後には実施主体や実施時期を明記した行程表を作成します。	既に盛り込み済み

イ 水質目標、評価指標

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
・環境基準値を目標とすべきで、計画による目標値はごまかしではないか。	環境基準値は短期間で達成できないことから、P9「計画期間内に達成すべき水質目標」に記載のとおり、環境基準値の達成を目途としつつ、5年ごとに計画を策定し、段階的に目標値を定めています。	対応困難
・水質目標値はどのように設定するのか。	第6期計画の水質目標値の設定については、P9「計画期間内に達成すべき水質目標」に記載しました。	反映した
・COD、全窒素、全りん以外の基準についても検討してみてもどうか。 ・五感による評価は県民にとって分かりやすい。一方で定量的評価としては曖昧な側面もあるが、ここまで蓄積してきたことでもあるので、今後も継続すべき。	新たな評価指標として、「五感による湖沼環境指標」と「透明度」を、P10「望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標」に記載しています。	既に盛り込み済み
・透明度の目標値については、比較できるものを明確にし、設定すべき。	明確に比較できるものはありませんが、水浴場基準の最高ランク(AA)の透明度「全透」を参考に2mの透明度で、足先まで見える状況を表現したものです。	今後の検討課題

ウ 生活排水対策

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 市は予算がない中、下水道整備の取り組みが進まないのではないか。 	<p>中海周辺の下水道整備が進むよう、周辺地域に予算を重点配分しています。</p> <p>P11「下水道の整備」に記載のとおり、米子市、境港市の整備計画に基づき取り組みが進むよう協力していきます。</p>	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 下水道の整備ができていない空白の地域の対策が必要である。 	<p>P11～13「生活排水対策」に記載のとおり、米子市、境港市において、整備計画を基に下水道整備や、地域の実情に応じて浄化槽等の整備が進むよう協力して取り組みます。</p>	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 下水道接続率の向上に向けた対策が必要である。 単独浄化槽から、生活雑排水をまとめて処理できる合併浄化槽への早期転換が必要である。 	<p>P15「生活排水対策」に記載のとおり、米子市、境港市と連携して、地域住民に対して、遅滞なく生活排水を下水道等に接続されるよう働きかけるとともに、生活排水の負荷削減について、普及啓発に努めます。</p>	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽等の処理施設を高度処理化、及び市町村整備事業化などで、早期に既存単独処理浄化槽から高度処理合併浄化槽への切替えを図る必要がある。 	<p>中海周辺のほとんどが下水道整備計画区域で、米子市、境港市では下水道管渠の早期整備を促進されており、市町村整備の事業化は難しいと考えます。</p>	対応困難
<ul style="list-style-type: none"> 流域の境港市、米子市、及び市民に対し、整備推進に際し、負担軽減出来るよう、県独自の上乘せ助成制度や、新たな目的税の創設も検討しても良いのではないか。 	<p>P15「浄化槽の適正な設置、維持管理の確保」に記載のとおり、県では、既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便所を合併処理浄化槽に転換する設置者に対して、米子市、境港市が助成を行った際、市に対し国の補助額に上乘せする間接補助制度を設けています。</p> <p>なお、現在のところ、目的税創設は考えていません。</p>	既に一部盛り込み済み

エ 湖内対策

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 米子湾の水質が悪いのは周知の事実なので、浚渫等の思い切った対策を講じるべきである。 万原湾を浚渫して悪化する湖底環境を向上させるべき。 	<p>P19「調査研究の推進と対策の検討」に記載のとおり、これまでに実施した米子湾の流動や中海全域の底質等の調査結果を引き続き分析・評価し、新たな科学的知見の集積を図るとともに、幅広くより効果的な水質保全対策の検討を進めます。</p> <p>とりわけ、水質改善の必要性の高い米子湾においては、P14「湖内対策の検討、推進」に記載のとおり、水質浄化技術の調査及び試験を行いながら、より効果的な対策を検討していきます。</p> <p>なお、万原湾については、上記の検討の際の参考にします。</p>	既に一部盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 海藻刈りを中海全域で実施し、水質等の追跡調査が必要である。また、行政の支援が必要である。 海藻の刈り取りによる浄化効果を加味した支援が望まれる。 	<p>P14「湖内対策の検討、推進」に記載のとおり、住民団体等が実施する湖内の海藻回収等の事業に対して支援を行い、水質浄化の推進を図ります。</p> <p>今後の支援のあり方についてはご意見を踏まえて検討します。</p>	既に盛り込み済み

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 水質のみに注目するのではなく、中海の自然浄化能力や生態系保全に目を向ける必要がある。 自然湖岸の創出では具体的に可能な地域を選定して進められることを期待する。 	P14「湖内対策の検討、推進」に記載のとおり、河川管理者の国土交通省が、浅場、藻場の造成及び沿岸域へ覆砂を行い、湖岸域の環境改善を図るとともに、生物が生息・生育可能な環境を再生及び整備し、中海の自然浄化機能の回復を図ります。事業実施地域の選定については、国土交通省に改めて伝えます。	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 魚礁を設置して魚介類の増産を図るべき。 水質保全に果たす漁業の役割を具体的に明らかにして、このことを加味した支援を行うことが望まれる。 	P20「漁業を通じた水質保全の推進」に記載のとおり、漁業資源の維持増大と漁業の再生の促進に向けて、竹林礁の設置など漁業資源の生産力回復調査を実施しています。支援についてはご意見を踏まえて検討します。	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> コンクリート護岸や防波堤に潮通し管を多数設置するべき。 	一般的に護岸などに穿孔することは、強度に影響が出る恐れがあるため、潮通し管を設置することは考えていません。	対応困難
<ul style="list-style-type: none"> 米子湾対策について、港湾区域に限定して対策を考えるよりは、範囲を拡げて（たとえば安来港－彦名干拓地）調査および対策を考えるほうが良くはないか、検討していただきたい。 	P14「湖内対策の検討、推進」に記載している米子湾対策は、港湾区域に限定したのではなく、必要に応じて事業実施範囲を検討します。	既に盛り込み済み

オ 流域対策

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 冬季、米川に導水して中海へ流せば、流れができて浄化されるのではないか。 	米川については、管理者により平成26年度から試験的に導水が実施されていますので、中海への水質の影響について注視していきます。	その他
<ul style="list-style-type: none"> 中海に流れ込んでしまうので、堤防の刈り取った草の始末を早くして欲しい。 	各河川の管理者に改めて伝えます。	その他
<ul style="list-style-type: none"> 清掃活動は良いことだが、対症的である。 	清掃活動等は、中海へ流入する汚濁負荷量を削減するために必要な活動であると考え、P20「住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進」に記載しています。	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 定住系、産業系、観光系の汚濁負荷量は着実に低下してきているが、自然系、農業系はほとんど変わっていない。将来に向けて検討が必要である。 	P16～18「流出水対策」に記載のとおり、浅水代かきなど、農業地域対策の普及啓発や、自然系など非特定汚染源の対策の検討を引き続き行います。	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 米子湾対策には周辺の連携強化が必要である。 	P22～23「米子湾流域における流出水対策推進計画」に記載のとおり、地域住民、関係団体、市、県、国が互いに連携・協力し、対策を推進します。また、説明会開催等により、地域住民等へ対策実施の啓発に努めます。	既に盛り込み済み

カ モニタリング、調査研究

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 湖内だけでなく、流入河川や湧水の対策が必要である。 湧水がかなりある。うまく活用して欲しい。 	<p>流入河川については、P19「公共用水域の水質の監視・調査」に記載のとおり、引き続き、定期的に水質測定を行います。</p> <p>湧水については、アサリ等が多く生息する貴重な浅場環境(湧水水域を含む)の保全と活用を図ることを、P14「湖内対策の検討、推進」に記載しました。</p>	反映した
<ul style="list-style-type: none"> 富栄養化の状況を確認して取り組んでいるか。 水質の管理は、長いスパンで見えていかなくてはいけない。 	<p>P19「公共用水域の水質の監視・調査」に記載のとおり、定期的に水質測定を実施しており、今後も引き続き行います。</p>	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 負荷は減ってきているが、近年水質が改善していない。むしろ悪化している。原因の調査が必要である。 汚れの原因を明確にし、これに添った浄化事業にすべきである。 	<p>より客観的に中海の水質の状況が把握できるように、両県、国、大学等が連携し、最新の科学的知見も踏まえながら、モニタリング体制の検討や水質等のデータの分析・評価に取り組むこと、また、これまでに実施した流動や底質等の調査結果を引き続き分析・評価し、新たな科学的知見の集積を図るとともに、幅広くより効果的な水質保全対策の検討を進めることを、P19「調査研究の推進と対策」に記載しています。</p>	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 昔はカキの養殖をしていたが、今はとれなくなった。 美保湾の魚は中海で育って外海に出て行くと言われていた。 	<p>P19「調査研究の推進と対策」に記載のとおり、各種生物のモニタリング調査について、強化を図りながら継続的に実施して、データの取得と蓄積を行います。</p>	その他
<ul style="list-style-type: none"> 窪地の埋め戻しを国に求め、思い切って進める計画にすべき。 将来的には、窪地の浚渫なども検討されるべき。 	<p>P19「調査研究の推進と対策」に記載のとおり、これまでに実施した窪地を含む底質の調査結果を引き続き分析・評価し、効果的な水質保全対策の検討を進めます。</p> <p>また、窪地の埋め戻し試験をしている NPO と情報を共有します。</p>	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により、目標値にどれだけ影響したのか分からないため、5期計画の評価が曖昧に思う。 	<p>5期計画の個々の対策実施による効果について、定量化できるものは、流入汚濁負荷量の推移です。</p> <p>ほぼ計画どおりに事業を実施しましたが、水質目標値は未達成であり、6期計画においても、引き続き、汚濁メカニズムの解明に取り組む必要があると考えています。</p>	今後の検討課題

キ ラムサール、環境教育・学習、普及啓発

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 環境教育プログラムを充実して、観光客、住民等へ広げるべきである。 	<p>P21「環境学習及び普及啓発活動の推進」に記載のとおり、各種団体で行われている環境教育活動を支援するとともに、「みんなで調べる中海流入河川調査」等を実施することにより、中海に親しみを感じやすくなる機会を提供します。</p> <p>また、P19「公共用水域の水質の監視・調査」に記載のとおり、地域住民がモニターとなり、「五感による湖沼環境指標」による中海の湖沼環境の定期調査を実施します。</p> <p>なお、モニターについては、今後拡大する方向で検討します。</p>	既に盛り込み済み

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ラムサールの機運が低下気味ではないか。 中海に目を向けたまちづくりが必要である。 中海は、ラムサール条約湿地でもあるので、これを生かした活動に取り組んで欲しい。 	P20「ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)の促進」に記載のとおり、平成27年度に登録10周年を迎えることを契機として、これまで以上に、次世代を担う子どもたちを中心として、国内外に向けた情報発信や普及啓発を行い、湿地の賢明な利用や環境保全意識が受け継がれるよう取り組み、改めて機運の醸成に努めます。	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 地域の環境教育を充実させて欲しい。 	P21「環境学習及び普及啓発活動の推進」に記載のとおり、中海流域の湖辺にある親水施設の利活用を通じて水質浄化意識の高揚に努めるため、米子市では各学校1学年分のバスチャーター料を助成し、米子水鳥公園での学習を進められています。	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 住民に計画をPRして、自分たちでできることが理解できたら、より関心がむくのではないか。 住民の理解と協力について、育成・支援のための補助制度がのべられているが、周知していただくことで、効果的な利用がなされることを期待する。 一人でも多くの県民に関わってもらいたい。 	P20「住民の理解と協力の確保」に記載のとおり、米子市、境港市と連携した広報啓発活動により、事業者、住民等に中海の水質の状況、本計画の趣旨、内容等の周知徹底を図り、計画の実施に関して必要な協力が得られるよう努めます。	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 家庭から意識啓発するのが良い。小学校等での取組も重要と考える。 生活排水対策(発生源対策)について、誰でも身近にできることを、イラスト広報等を通じて実践の呼びかけを行うことが必要である。(キャッチフレーズ:小さな積み上げ大きな成果) 	P15「生活排水対策」に記載のとおり、米子市、境港市と協力して、引き続き、各家庭等に対して、水切り袋の使用による調理くず等の流出防止、石けんまたは合成洗剤の適正使用などの周知徹底、廃食用油対策事業の推進を行い、生活排水による汚濁の削減意識の高揚を図ります。 また、P21「環境学習及び普及啓発活動の推進」に記載のとおり、それぞれの年代に応じた環境教育、環境学習を推進します。	既に盛り込み済み
<ul style="list-style-type: none"> 情報発信や周知が不十分である。どこでだれがどのような努力をしているのかを伝える必要がある。 	P19「総合的な流域管理の取組」に記載のとおり、出前講座、公民館等への広報誌1,400部発行(中海エコ活動レポート)、両県のホームページ(中海・宍道湖情報館)等を通じて、住民、事業者、研究者、行政が相互に連携し、流域の総合的な環境保全、管理に向けた合意の形成が図られるよう、わかりやすい情報の提供に努めます。 また、計画策定後には実施主体や実施時期を明記した行程表を作成します。	既に盛り込み済み

ク 水質

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 貧栄養化の視点も考慮すべきである。 	貧栄養化のもたらす生態系への影響やそれを踏まえた環境基準の考え方は、今後の国等における議論を注視していきます。	今後の検討課題

ケ 堤防開削

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 森山堤防の開削の効果検証が必要である。 	<p>本庄工区での塩分躍層の形成、夏季の貧酸素化の長期化傾向が見られるほかは、水質に継続的な変化はありません。</p> <p>より客観的に中海の水質の状況が把握できるよう、両県、国、大学等が連携し、最新の科学的知見も踏まえながら、モニタリング体制の検討や水質等のデータの分析・評価に取り組んでいきます。</p>	今後の検討課題
<ul style="list-style-type: none"> 堤防開削することも視野に入れて、通水調査等のテストに着手すべきである。 	<p>堤防での通水テストは、その強度や交通に影響が出る恐れがあるため、実施することは考えていません。</p>	対応困難
<ul style="list-style-type: none"> 大海崎堤防の開削と両堤防の開削幅を広くすることについての検討を行うべきである。 	<p>大海崎堤防の開削、森山堤防の開削幅の拡幅については、科学的データに基づき中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合に、「中海会議」の場などで検討されるものであり、幅広く適切な対策を検討する中で、議論、検討していくものと考えています。</p>	対応困難

コ その他

意見の概要	対応方針	計画への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 宍道湖側から流入する汚濁負荷量も合算すべき。 中海と宍道湖は一体の流域なので、一つの計画にした方がよい。 	<p>湖沼水質保全特別措置法では、中海と宍道湖は別々の湖沼として区別されているので、別々の計画を策定する必要があります。ただし、水質予測は一体と見なして合わせて計算するなど、宍道湖と連携して計画を策定しています。</p>	対応困難
<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全計画等との関連についても示していただけると良いと思う。 	<p>生物多様性保全計画との関連は、現時点で想定がないので、当面は、P19「調査研究の推進と対策」に記載のとおり、各種生物のモニタリング調査について、強化を図りながら継続的に実施して、データの取得と蓄積を行います。</p>	今後の検討課題
<ul style="list-style-type: none"> 誰が責任を持って事業を実施していくのか。 	<p>計画策定後には実施主体や実施時期を明記した行程表を作成します。</p>	今後の検討課題